

中国税務速報

2020年4月20日

1. 商務部 更なる改革開放に向けた感染症流行に対応した外資業務安定化に関する通知

2020年4月1日、感染症の拡大防止期間における外国投資の安定化のため、商務部は「更なる改革開放に向けた感染症流行に対応した外資業務安定化に関する通知」を公布しました。主な内容は以下の通りです。

一、感染症の予防支援メカニズムを確立し改善していくとともに、外資企業の業務再開に係る問題を解決していくうえで、全面的に支援する。

二、「外商投資ネガティブリスト」の改訂を推進し、ネガティブリストの項目を更に減らす。外商投資奨励範囲を一層に拡大することで、外資導入を強化し、より高い水準の対外開放を推進する。

三、ビジネス分野の「放管服」改革を更に推進し、外商投資情報を報告する際の手続を最適化することで、企業の負担を軽減し、外商投資の自由化・利便化を図る。

四、IT化を進め、企業の各種投資資源を統合し、外商投資のサービスと推進業務を強化する。

五、外商投資政策の実施を強化し、外商投資の合法的權益を保護し、外商投資環境の最適化を継続していく。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202004/20200402951657.shtml>

2. 商務部税関総局国家薬品监督管理局 医療物資輸出の展開に関する公告

2020年3月31日、世界の感染症対策をサポートする上で、製品の品質をコントロールするため輸出の規範化を進めていくことを目的に、商務部税関総局国家薬品监督管理局は「医療物資輸出の展開に関する公告」を公布しました。4月1日以降、新型コロナウイルスの検査キット・医療用マスク・医療防護服・呼吸器・赤外線体温計を輸出する企業が税関に申請する際は、予め製品が中国の医療器械製品の登録証明を取得していること、及び輸入国・地域の品質標準要求を満たしていることを確認した上で、規定の書類を提出する必要があります。税関は薬品監督管理部門が承認した医療器械製品の登録証書に基づき、検査及び許可を行うこととなります。これらの品質管理措置は、流行の度合いに照らし適宜調整されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202003/20200302950371.shtml>

3. 商務部 外資企業の操業再開に向けた支援

2020年4月5日、商務部外国投資管理司の宗長青長官は、本格的な操業再開にむけて準備を加速させている外資企業について紹介しました。3月30日現在、重点外資企業8756社のうち、66.9%の企業については生産能力回復率が70%を上回り、生産能力回復率が50%未満の企業はわずか14.5%にとどまっています。

業界別で見ると、製造業の外資企業の営業・操業再開スピードが比較的早く、生産能力が7割を上回っている企業が70%以上に達しています。またサービス業の外資企業の約6割が通常の売上高の70%以上に達しています。さらにモニタリングによると、建設中の外資系大プロジェクト241件のうち、238件がその工事をすでに再開しており、現在建設を加速させているとのこと。

中国米商工会議所が3月25日に行った調査によると、40%の企業は計画通り中国に対する投資を増加させることを予定しています。この割合は2月より17ポイント上昇したもので、外資企業の中国

に対する投資が安定していることを証明しているだけでなく、投資に対する回復も現在加速していることを示しています。また宗長青長官は、中国のメガマーケットは今もなお強い吸引力を維持しており、産業支援、人材、インフラなどの面で総合的な競争優位性を維持していると述べています。

http://www.gov.cn/xinwen/2020-04/06/content_5499407.htm

4. 財政部税務総局 一部商品の輸出増値税還付率の引上げに関する公告

2020年3月17日に、財政部税務総局は「一部商品の輸出増値税還付率の引上げに関する公告」を公布しました。主な内容は以下の通りです。

一、磁器衛生設備機器など1084品目にわたる商品の輸出増値税還付率を13%に引き上げるほか、植物成長調整剤など380品目を対象に輸出増値税還付率は9%に引き上げる。具体的な商品リストは、財政部のウェブサイトで確認することができる。

二、本公告は、2020年3月20日から実施される。本公告に記載されている商品に適用される輸出増値税還付率は、輸出商品の税関申告書に記載されている輸出日によって定義される。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5146338/content.html>

5. 国家税務総局 2020年4月の申告期限延長に関する通知

2020年3月30日に、新型コロナウイルスの拡大防止や企業のより早い業務再開を更に推進するべく、納税者及び源泉徴収義務者（以下は納税者と略称します）が便利に納税申告を行えるよう、国家税務総局は「2020年4月の申告期限延長に関する通知」を公布しました。

一、月次ごと及び四半期ごとに申告する納税者を対象に、全国で申告期限を4月20日から4月24日へと延長する。湖北省は状況に鑑みさらに延長が可能で、湖北省税務局は規定に基づき具体的な適用範囲や期限を明確にするものとする。

二、納税者が感染症の影響により、2020年4月の納税申告期限内申告を行うことが難しい場合は、税務機関に申告期限延長の申請を行うことができる。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5147673/content.html>

6. 国家税務総局 「研究開発機関の国産設備購入に係る仕入増値税還付管理弁法」の公告について

2020年3月11日、財政部2019年第91号公告により、国家税務総局は「研究開発機関の国産設備購入に係る仕入増値税還付管理弁法」を制定・公布しました（以下「弁法」と略称します）。

「弁法」第二条により、財政部2019年第91号公告の規定を順守する研究開発機関は、増値税の全額還付を申請することができます。増値税還付を申請する場合は、研究開発機関に係る税金還付を担当する税務機関が国産設備税金還付の備案、審査、承認及び後続の管理を行うこととなります。

「弁法」の期間は2019年1月1日から2020年12月31日までとし、増値税発票の発行日に依拠することとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5146680/content.html>